

個人番号カード交付者用 転入届の特例による転出届

転入届の特例による転出ができるのは、個人番号カードの交付を受けている場合か、個人番号カードの交付を受けている世帯員と同時に転出される場合です。

東広島市長 様

届出年月日	R8年 1月 5日	届出人署名欄	東広島 花子
転出(予定)年月日	R8年 1月 10日	連絡先電話番号	(090) 1111 - 1111

※連絡先電話番号は昼間連絡の取れる電話番号を記入してください。

住所	新	広島県〇〇市△△町1234番地5 □□アパート123号	世帯主	新	東広島 花子
	旧	東広島市西条栄町8番29号 栄アパート1号		旧	東広島 花男

転出する人

	ふりがな		生年月日	性別	個人番号 カード
	氏 名				
1	ひがしひろしま はなこ 東広島 花子		大・昭・平・令 49年 4月 20日	男・女	有・無
2	ひがしひろしま かずお 東広島 一男		大・昭・平・令 8年 4月 1日	男・女	有・無
3			大・昭・平・令 年 月 日	男・女	有・無
4			大・昭・平・令 年 月 日	男・女	有・無
5			大・昭・平・令 年 月 日	男・女	有・無

※転入届の特例による転出届を郵送する場合は、昼間連絡の取れる電話番号と氏名と生年月日と性別を必ず記入してください。

※転入届の特例による転出届は、転出前または転出の日から14日以内しかできません。15日以上経過している場合は、通常の転出届として取扱います。(転出証明書を交付します。)

※新しい住所地で転入届をする時に転出証明書の代わりに、個人番号カードの提出が必要です。

※届出人の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、資格確認書等)の写しを同封してください。